# 施　工　条　件　総　括　表

工事番号：中給更8第5号

Ⅰ.仕様書関係

本工事は、下記の〇印欄の仕様書による。

| | | |
|---|---|---|
| 共通仕様書 | ① 配水管布設工事標準仕様書 | （新潟市水道局ホームページ） |
| | ② 新潟市土木工事共通仕様書 | （新潟市ホームページ） |
| | ③ 道路工事（道路工事現場）保安施設設置基準 | （新潟市ホームページ） |
| 特記仕様書<br>（対象工事のみ適用） | ① 下請契約に関する特記仕様書（市内企業活用促進について） | （新潟市水道局ホームページ） |
| | ② 工事実績データ（契約データ）作成、登録に関する特記仕様書 | （新潟市水道局ホームページ） |
| | ③ 調査・試験に対する協力に関する特記仕様書 | （新潟市水道局ホームページ） |
| | ４ 埋め戻し改良土特記仕様書 | （新潟市水道局ホームページ） |
| | ⑤ 現場代理人の常駐義務に関する特記仕様書 | （新潟市水道局ホームページ） |
| | 〇現場代理人の常駐義務緩和措置 | |
| | 〇現場代理人の兼任 | |
| | ⑥ 建設副産物に関する特記仕様書 | |
| | ⑦ 現場環境改善に関する特記仕様書（新潟市水道局） | |
| | ⑧ 「週休2日適用工事（水道局発注土木工事）」（令和7年12月）　特記仕様書 | （新潟市水道局ホームページ） |
| | ⑨ 特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置に関する特記仕様書 | |
| | 10 契約不適合責任期間に係る特記仕様書 | （新潟市水道局ホームページ） |
| | ⑪ 電子納品に関する特記仕様書 | （新潟市水道局ホームページ） |
| | ⑫ 工期又は請負代金の金額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について　特記仕様書 | （新潟市水道局ホームページ） |

Ⅱ.制約条件関係　　下記項目、事項のうち〇印欄は、工事施工にあたって制約等を受けることになるので明示する。なお、明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生した時は、甲(局)と協議し、適切な措置を講ずるものとする。

| 明示項目 | 明示事項 | 制約条件等 |
|---|---|---|
| ① 工程関係 | １ 関連する別途工事あり | ア　工事名　（　　）<br>イ　予定期間（　　） |
| | ② 施工時期、時間、方法の制限あり | ア　施工方法（　　）<br>イ〇時期期間（契約後、速やかに工事に着手すること。） |
| | ３ 関係機関協議による工程条件あり | ア　協議内容（　　）<br>イ　完了予定時期（　　） |
| | ４ その他（　　） | |
| ② 公害対策関係 | ① 施工法の制限あり | ア〇騒音　　イ〇振動　　ウ　水質　　エ　その他（　　） |
| | ２ 家屋等の調査の必要性あり | |
| | ③ その他（騒音・振動対策） | ア〇低騒音型建設機械の使用 |
| ③ 安全対策関係 | ① 交通安全施設等の指定あり | ア〇交通誘導警備員（布設工は３人/日を標準とする。配置人数について交替要員を含む。）<br>イ　その他施設等 |
| | ２ 鉄道、ガス、下水道、電気、電話等の近接作業制限あり | ア　工法制限あり<br>イ　作業時間制限あり |
| | ３ 防護施設(落石、雪崩、土砂崩落等) | ア　内容（　　） |
| | ④ その他（交通誘導警備員） | ア〇交通誘導警備員については、警察等関係機関との協議より交通処理方法等の変更が生じた場合や現地の状況により、これによりがたい場合は、監督員と協議すること。<br>イ　公安委員会が指定する道路での交通誘導警備業務に対しては、交通誘導警備業務に係る１級又は２級検定合格者の交通誘導警備員を１名以上配置する。<br>また警察等関係機関の指示があった場合はこれに従う。 |
| ④ 工事用道路関係 | １ 一般道路(搬入路)の使用制限あり | ア　搬入経路指定あり　　イ　時間帯制限あり |
| | ② 一般道路の占用可能 | ア〇全面占用可　　イ　片側占用可　　ウ　時間制限あり |
| | ３ 仮設道路の設置条件あり | ア　工法の「指定」又は「一部指定」あり　　イ　工事完了後存続又は撤去 |
| | ４ その他（　　） | |

| 明示項目 | 明示事項 | 制約条件等 |
|---|---|---|
| ⑤ 他占用物件 | ① 他占用物件あり | ア　電気　　イ　電話　　ウ　下水道<br>エ○ガス　　オ　その他（　　） |
| | 2 占用物件重複施工あり | ア　内容（　　） |
| | 3 その他（　　） | |
| 6 排水工<br>（濁水処理含む） | 1 濁水、湧水処理等の特別な対策あり | ア　内容（舗装切断時に発生する濁水は、回収し処分すること。処分量は、発生見込量での計上の為、実績量（現地立会、写真、マニフェスト）に基づき数量の変更設計を行う。） |
| ⑦ 排出ガス対策型建設機械 | ① 排出ガス対策型建設機械の使用 | 「排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき国土交通省で指定された建設機械を使用するものとする。 |

Ⅲ.設計条件関係

| 明示項目 | 明示事項 | 設計条件等 |
|---|---|---|
| 1 埋め戻し材 | 1 発生土、山砂、その他購入土 | ア　土場場所（　　）<br>イ　運搬距離 土場から仮置場まで（　　）・仮置場から現場まで（　　）<br>ウ　運搬機械 土場から仮置場まで（　　）・仮置場から現場まで（　　） |
| | 2 発生土、山砂、その他購入土 | ア　土場場所（　　）<br>イ　運搬距離 土場から施工現場まで（　　）<br>ウ　運搬機械 土場から施工現場まで（　　） |
| | 3 改良土 | ア　改良場所　（建設副産物に関する特記仕様書による。）<br>イ　運搬距離 改良場所から施工現場まで（　　）<br>ウ　運搬機械 改良場所から施工現場まで（　　） |
| | 4 その他（　　） | |
| ② 発生土処分 | ① 発生土（処分場） | ア○運搬場所　（阿賀野市上江端前）<br>イ○運搬距離 施工現場から仮置場まで（DID区域内2.5km）・仮置場から処分場まで（DID区域内28.0km）<br>ウ○運搬機械 施工現場から仮置場まで（2t車･BH山積0.13㎥）・仮置場から処分場まで（10t車･BH山積0.8㎥） |
| | 2 発生土（処分場） | ア　運搬場所（　　）<br>イ　運搬距離 施工現場から処分場まで（　　）<br>ウ　運搬機械 施工現場から処分場まで（　　） |
| | 3 発生土（改良分） | ア　改良場所（　　）<br>イ　運搬距離 施工現場から改良場所まで（　　）<br>ウ　運搬機械 施工現場から改良場所まで（　　） |
| ③ 産業廃棄物関係 | ① 産業廃棄物の処理条件あり | ア○場所（県指定Ａｓ中間処理業者 DID区域内10.0km ）<br>イ　処理方法制限あり |
| | 2 その他（　　） | |

Ⅳ.現場における注意事項

1 布設工における日々の管末処理方法は、栓・プラグ等を使用し、管内に砂・地下水等が流入しないようにすること。
② 布設箇所及び試掘箇所については、監督員と協議すること。
③ 占用許可書の着手届け、完了届けの提出期限や写真撮影については、特に内容把握をしておくこと。
④ 他占用事業管理者との調整を十分に行うこと。
⑤ 本復旧着手は道路管理者の指示に従い、期日を厳守すること。
⑥ 地元自治会、地先土地所有者及び住民との調整を十分に行うこと。
⑦ 図面に記載されていない水道管などを発見した場合は、監督員に連絡して指示に従うこと。
8 土木工事施工管理基準に基づき、路床工、路盤工における締固め密度試験を行うこと。
⑨ 土木工事施工管理基準に基づき、埋め戻し材は必要な土質試験を行い、試験結果を基に監督員と協議すること。
⑩ 石綿管が発生した場合は、労働安全衛生法・石綿障害予防規則等の諸規則を遵守し作業を行うこと。運搬方法については、監督員と十分協議し決定すること。
11 既設配水管撤去作業をする場合は、撤去予定管が通水していない事を必ず確認して作業にあたること。
12 φ20㎜ピンク色ﾒｰﾀｰ（φ16㎜代替えﾒｰﾀｰ）を取り外した場合、新品の「流量制御装置付ｶﾞｽｹｯﾄ」に取替え、状況を工事写真に貼付すること。（対象件数‥　件）
13 仮設用管材料については、適切な材料点検・施工管理を行うものとし、必要な性能・品質の確保を図ること。
14 仮設用管材料のボルト型継手については、締付ボルトが離脱しない措置を図ること。

# 建設副産物に関する特記仕様書

1　再生資材の利用

下記資材の使用に際し、再生資材を利用すること。

| 再 生 資 材 名 | 規 格 | 使 用 箇 所 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 再生クラッシャーラン | RC−40 | 路盤 | 工事現場から40kmの範囲の再資源化施設 |
| アスファルト混合物 | 密粒度As | 表層 | 工事現場から40km及び運搬時間1.5時間以内の再資源化施設 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

※再生骨材の性状については、新潟市土木部の特記仕様書（土木工事関係）「再生クラッシャラン・アスファルト再生クラッシャランの使用に関する事項」を参照すること。

2　建設発生土の利用

盛土等に使用する発生土は、下記の工事からの建設発生土を利用すること。

| 発 注 機 関 | 工 事 名 | 発 生 場 所 | 施工会社名・連絡先 | 備 考 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | |
| | | | | |

3　建設発生土の搬出

工事の施工により発生する建設発生土処理は、下記により積算している。

| | | |
|---|---|---|
| 搬　出　先 | | |
| 搬出先地名 | | |
| 連　絡　先 | | |
| 設計運搬距離 | 設計書のとおり | |
| 受 入 時 間 | | |
| 設計受入費用 | 1,200円／m3 | |
| 仮置場所の有無 | | |
| 備　　考 | | |

建設発生土処分場及び建設発生土改良土プラントへ土砂を搬出処理する場合、上記は積算上の条件であり、施設を指定するものではない。なお、発注者が想定している施設と受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については、この限りではない。

4　建設廃棄物の搬出

工事の施工により発生する廃棄物は、下記により積算している。

| 搬 出 す る 廃 棄 物 名 | アスファルト | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 設 計 運 搬 距 離 | 設計書のとおり | | | | |
| 受 入 時 間 | | | | | |
| 設 計 受 入 費 用 | 1,500円／t | | | | |
| 備　考 | | | | | |

上記は積算上の条件であり、処理施設を指定するものではない。なお、発注者が想定している施設と受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については、この限りではない。

5　舗装版切断時の濁水搬出

工事の施工により発生する舗装版切断濁水は、下記により積算している。

| | | |
|---|---|---|
| 設 計 運 搬 距 離 | | |
| 受 入 時 間 | | |
| 設 計 受 入 費 用 | | |
| 備　考 | | |

上記は積算上の条件であり、処理施設を指定するものではない。なお、発注者が想定している施設と受注者の提示する施設とが異なる場合においても設計変更の対象としない。
ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については、この限りではない。

6　再生資源利用計画書(実施書)の作成　(再生された資源の利用)

①土砂、砕石、加熱アスファルト混合物を利用する全ての工事が利用計画書(実施書)の提出が必要である。
②対象工事は、当初の請負金額(税込み)が100万円以上の工事とする。

7　再生資源利用促進計画書(実施書)の作成　(現場で発生する副産物の利用)

①建設発生土、ｺﾝｸﾘｰﾄ塊、ｱｽﾌｧﾙﾄ塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物、舗装切断時発生濁水を発生又は搬出する全ての工事が利用促進計画書(実施書)の提出が必要である。
②対象工事は、当初の請負金額(税込み)が100万円以上の工事とする。

8　建設リサイクル法第18条に基づく再資源化等完了報告書の有無

①建設リサイクル法の対象資材を扱う工事について該当するものとする。
②請負金額(税込み)が500万円以上の工事においては、報告書の提出を要する。
③但し、当初の請負金額(税込み)が500万円未満の工事であっても、最終的な請負金額が500万円以上になった工事においては、報告書の提出を要する。

9　自ら産業廃棄物を運搬・処分する以外は、委託契約書の写しを提出すること。

10　産業廃棄物が発生した場合には適正に処理し、マニフェストを交付するとともに、その写しを提出すること。

11　協議について

建設工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、上記の指定や条件によりがたい場合は、速やかに発注者に報告し、協議すること。

令和８年８月単価適用

# 特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置に関する特記仕様書

1　本工事において、建設業法第 26 条第 3 項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は、以下の（1）から（8）の要件を全て満たすものとする。

(1) 特例監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
(2) 監理技術者補佐は、当該工事に係る主任技術者の要件を満たす者のうち、一級施工管理技士補の資格を有する者又は当該工事に係る監理技術者の資格を有する者であること。
　なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定項目は、特例監理技術者に求める技術検定項目と同じであること。
(3) 監理技術者補佐は、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
(4) 同一の特例監理技術者が配置できる工事は、他機関発注の公共工事・民間工事含め 2 件までであること。ただし、兼任する工事が他機関の発注であるときは、当該発注機関が兼任を認める場合に限る。
　なお、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物で、全ての発注者が同一の工事であると認めた場合については、これら複数の工事を一の工事とみなす。
(5) 特例監理技術者が兼務できる工事は、工事現場が共に新潟市内の工事であること。
(6) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならないものであること。
(7) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
(8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

2　本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務することとなる場合、前項（1）から（8）の事項について確認できる書類を提出すること。
　（（6）から（8）については、業務分担、連絡体制等を施工計画書等に記載すること）

3　本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ（CORINS）への登録を行うこと。

# 現場環境改善に関する特記仕様書（新潟市水道局）

1　本工事は、現場環境改善に要する費用のうち、率計上するものを計上している。

率計上の内容は、原則として【別表】の計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係、地域連携）ごとに１内容ずつ（いずれか１費目のみ２内容）の合計５つの内容を基本とする。

発注者が実施内容を指定していない場合は、受注者が選定することとする。

2　主に現場の施設や設備に対する「熱中症対策・防寒対策」に関するものは、施工計画書作成前に、実施の有無及び内容について、打合せ簿により監督員と協議を行い、実施する場合、設計変更の対象とする。

3　実施にあたっては、「現場環境改善費の実施要領（新潟市水道局）（令和８年８月適用）」に基づき行うものとする。

実施要領は、新潟市水道局ホームページから入手できる。

【別表】

| 計上費目 | 実施する内容（率計上分） | 指定 | 指示事項 |
|---|---|---|---|
| 仮設備関係 | １．用水・電力等の供給設備 | | |
| | ２．緑化・花壇 | | |
| | ３．ライトアップ施設 | | |
| | ４．見学路及び椅子の設置 | | |
| | ５．昇降設備の充実 | | |
| | ６．環境負荷の低減 | | |
| 営繕関係 | １．現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） | | |
| | ２．労働者宿舎の快適化 | | |
| | ３．デザインボックス（交通誘導警備員待機室） | | |
| | ４．現場休憩所の快適化 | | |
| | ５．健康関連設備及び厚生施設の充実等 | | |
| 安全関係 | １．工事標識・照明等安全施設のｲﾒｰｼﾞｱｯﾌﾟ（電光式標識等） | | |
| | ２．盗難防止対策（警報機等） | | |
| 地域連携 | １．完成予想図 | | |
| | ２．工法説明図 | | |
| | ３．工事工程表 | | |
| | ４．デザイン工事看板（各工事 PR 看板含む） | | |
| | ５．見学会等の開催（イベント等の実施含む） | | |
| | ６．見学所（ｲﾝﾌｫﾒｰｼｮﾝｾﾝﾀｰ）の設置及び管理運営 | | |
| | ７．パンフレット・工法説明ビデオ | | |
| | ８．地域対策費等（地域行事等の経費を含む） | | |
| | ９．社会貢献 | | |